

リ御覽ジテ、御氣色糸惡シク成セ給テ、忽ニ職事ヲ召テ、仰セ給ヒケル様、近來世間ニ過差ノ制密キ比、左ノ大臣ノ一ノ大臣ト云フ乍ラ、美麗ノ裝束事ノ外ニテ參タル便无キ事也、速ニ可罷出キ由慥ニ仰セヨト仰セ給ケレバ、綸言ヲ奉ツル職事ハ、極テ恐リ思ヒケレドモ、篩々フゾ然々ノ仰セ候フト、大臣ニ申ケレバ、大臣極テ驚キ畏マリテ、忿ギ出給ヒニケリ、隨身雜色ナド、御前ニ參ケレバ、制シテ前モ令追メ不給テゾ出給ヒケル、前驅共モ此ノ事ヲ不知ズシテ、恠ビ思ヒケリ、其ノ後一月許本院ノ御門ヲ閉テ、簾ノ外ニモ不出給ズシテ、人參ケレバ、勅勘ノ重ケレバトテゾ不給給ザリケル、後ニ程經テ、被召テゾ參給ヒケル、此レハ早ウ天皇ト吉ク口合セテ、他人ヲ吉ク誠ムガ爲ニ構サセ給ヘル事也ケリ、

〔本朝文粹〕減服御常膳并恩赦詔

詔、儉者德之本也、明王能致、惠者仁之源也、聖主必施、朕上○村以寡薄、誤守洪基、居黃屋而不驕役丹符而自約、而化非春風澤殊時雨、慎日之日空積、有年之年難逢、況頃者甘澍不降、苦旱久盛、園圃不見青草之色、壠階多含赤地之愁、夫德政防邪、善言招福、殷宗雖鼎之難、昇耳之妖自消、宋景退舍之星、守心之變非異、其朕服御物、并常膳等、宜重省減、左右馬寮秣穀、一切擁絕、諸作役非要者量事且停○中略○普告遐邇、俾知朕意、主者施行、

天曆十年七月二十三日

〔古今著聞集〕三道忠臣、昔は人の裝束もなへくとしてぞ有ける、されば齋院の大納言の消息に、先代の時節分袍借獻など書れたんなるは節會の袍とて、ほろ○今據ニ原作レ本改レ、くとある物の人にはかすなどが有けるとぞ、後朱雀院の御時、旬に参たりける上達部を御覽じて、次日資房卿の藏人頭也けるを召て、昨日公卿の裝束を御覽せしかば以外に袖大に成にけり、かくては世のつるへなるべし、いかせんすると、右大臣實○藤原のもとへ、いひあはすべしとみことのり有ければ、則